

官報

昭和三十七年二月二十三日

○第一回 參議院會議錄第十號

昭和三十一年二月廿一日(金曜日)午前十一時三十分開鑿

卷之三

昭和三十七年二

午前十時開議

國務大臣の演説に関する件

律案(内閣提出)

第三 公共企業就職員等公務員合

提出

第四 鹿島推進法の一部を改正す

卷之三

卷之三

よる議決に関する件（蚕糸業振

卷之三

る件

支那の政治

## 日本銀行政策委員会委員の任

一、文化財保護委員会委員の任語

関する件

一 漢書卷之三

## 一、中央更生保護審査会委員の任命に関する件

昭和三十七年二月二十三日 参議院会議録第十号 議長の報告

二月二十三日

十号

畜産物価格審議会委員に就くことがで  
きると議決した旨内閣に通知した。  
去る十九日内閣から左の議案が提出さ  
れた。よつて議長は即日これを大蔵委  
員会に付託した。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行  
への加盟に伴う措置に関する法律の  
一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

同日左の内閣提出案を衆議院に送付し  
た。

郵便貯金法の一部を改正する法律  
案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提  
出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和三十六年度一般会計予算補正  
(第2号)

昭和三十六年度特別会計予算補正  
(特第3号)

炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改  
正する法律案

同日国会において議決した左の予算を  
内閣に送付し、その旨衆議院に通知し  
た。

昭和三十六年度一般会計予算補正  
(第2号)

昭和三十六年度特別会計予算補正  
(特第3号)

同日左の法律の公布を奏上し、その旨  
衆議院に通知した。

炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改  
正する法律

本名武君及び參議院議員谷口慶吉君が  
同日本院は、衆議院議員芳賀貢君、同

農業保険事業團法案(第三十九回国  
会提出)

農業災害補償法の一部を改正する法  
律案(第三十九回国会提出)

農業保険事業團法案(第三十九回国  
会提出)

小酒井義男君

大蔵委員

去る二十日議長において、左の常任委  
員の辞任を許可した。

同

農林水産委員	安田 敏雄君
運輸委員	野溝 勝君
同	中村 順造君
予算委員	川上 為治君
同	相澤 重明君
左の通り指名した。	
大蔵委員	野溝 勝君
同	中村 順造君
農林水産委員	相澤 重明君
運輸委員	小酒井義男君
同	安田 敏雄君
予算委員	荒木正三郎君
同	塙見 俊二君
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。	
特定船舶整備公團法の一部を改正する法律案	
同日衆議院から、左の内閣提出案中修正を承諾した旨の通知書を受領した。	
農業災害補償法の一部を改正する法律案(第三十九回国会提出)中修正	
農業保険事業团法案(第三十九回国会提出)中修正	
同日委員長から左の報告書が提出された。	
港域法の一部を改正する法律案可決報告書	
同日内閣から左の答弁書を受領した。	
參議院議員北村暢君提出中央卸売市場法改正に関する質問に対する答弁書	
一昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	
大蔵委員	中村 順造君
農林水産委員	相澤 重明君
運輸委員	荒木正三郎君

同予算委員	安田 敏雄君	石原幹市郎君
同大蔵委員	大蔵正三郎君	左の通り指名した。
同運輸委員	農林水産委員	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
同予算委員	中村 順造君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
同相澤 重明君	安田 敏雄君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
同川上 為治君	相澤 重明君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
同義務教育諸学校の教科用図書の無償	農林水産委員	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これが送付された。
同に於ける法律案	同	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これが送付された。
同臨時医療報酬調査会設置法案	同	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これが送付された。
同義務教育諸学校の教科用図書の無償	同	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これが送付された。
同に於ける法律案	同	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これが送付された。
同農林水産委員会付託	同	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これが送付された。
同商工委員会付託	同	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これが送付された。
同商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案	同	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
同物品税法案	同	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
同産業振興事業団法案	同	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
同商工委員会付託	同	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
同商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案	同	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
同中小企業信用保険法の一部を改正する法律案	同	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
同郵便手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案	同	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
同通信委員会付託	同	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同予算委員	西郷吉之助君	同高橋 衛君
同阿具根 登君	同	同
同前田佳都男君	同矢嶋 三義君	同
同小林 英三君	同	同
同理事館 哲二君(野上進君の補欠)	同	同
同大蔵委員会	同	同
同理事館 哲二君(野上進君の補欠)	同	同
同農林水産委員会	同	同
同君の補欠	同	同
同理事 安田 敏雄君(荒木正三郎君の補欠)	同	同
同農林水産委員会	同	同
同君の補欠	同	同
同米国綿製品輸入賦課金問題に関する決議案	同	同
同同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。	同	同
同警察法の一部を改正する法律案	同	同
同地方行政委員会付託	同	同
同商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案	同	同
同物品税法案	同	同

同議員会に付託	同	同議員会に付託
同商工委員会付託	同	同議員会に付託
同商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案	同	同議員会に付託
同物品税法案	同	同議員会に付託
同産業振興事業団法案	同	同議員会に付託
同商工委員会付託	同	同議員会に付託
同同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を同四十回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。	同	同議員会に付託
同文部省調査局長 天田 熱君	同	同議員会に付託
同水産庁長官 松村 敬一君	同	同議員会に付託
同通商産業省 織維局長	同	同議員会に付託
同郵便手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案	同	同議員会に付託
同通信委員会付託	同	同議員会に付託

○議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。	○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、	○議長(松野鶴平君) 〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 同意することに決しました。	○議長(松野鶴平君) 同意することに決しました。	○議長(松野鶴平君) 同意することに決しました。
○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、	○議長(松野鶴平君) 同意することに決しました。	○議長(松野鶴平君) 同意することに決しました。
○議長(松野鶴平君) 〔賛成者起立〕	○議長(松野鶴平君) 同意することに決しました。	○議長(松野鶴平君) 同意することに決しました。
○議長(松野鶴平君) 同意することに決しました。	○議長(松野鶴平君) 同意することに決しました。	○議長(松野鶴平君) 同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 〔賛成者起立〕	○議長(松野鶴平君) 同意することに決しました。	○議長(松野鶴平君) 同意することに決しました。
○議長(松野鶴平君) 同意することに決しました。	○議長(松野鶴平君) 同意することに決しました。	○議長(松野鶴平君) 同意することに決しました。
○議長(松野鶴平君) 同意することに決しました。	○議長(松野鶴平君) 同意することに決しました。	○議長(松野鶴平君) 同意することに決しました。
○議長(松野鶴平君) 同意することに決しました。	○議長(松野鶴平君) 同意することに決しました。	○議長(松野鶴平君) 同意することに決しました。
○議長(松野鶴平君) 同意することに決しました。	○議長(松野鶴平君) 同意することに決しました。	○議長(松野鶴平君) 同意することに決しました。

員)を議題とすることに御異議ございませんか。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり」

件を議題とすることに御異議ございませんか。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、文化財保護委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

内閣から、文化財保護法第九条第一項の規定により、川北楨一君、細川謙立君を文化財保護委員会委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもつて同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、漁港審議会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

内閣から、漁港法第九条第一項の規定により、小田賢郎君、鮫島茂君、井内光虎君、出正孝君、斎藤静蔵君、井上善次君、坂本庄三郎君を漁港審議会委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君)　この際、日程追加して、

中央更生保護審査会委員の任命にする件を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君)　御異議ないと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君)　御異議ないと認めます。

内閣から、犯罪者予防更生法第五第一項の規定により、神田多恵子君を中心更生保護審査会委員に任命するについて、本院の同意を求めて参りました。

本件に同意することに賛成の諸君起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君)　總員起立と認ます。よつて本件は全会一致をもつて同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君)　この際、日程追加して、

鉄道建設審議会委員の任命に関する件を議題とする」ととに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君)　御異議ないと認めます。

内閣から、鉄道敷設法第六条第一の規定により、鈴木清秀君、根津嘉一君、小島新一君、佐々部晚穂君、瀧正君、柳澤珠雄君、今野源八郎君、

に認められて参りました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君)　この際、日程に追加して、

○議長(松野鶴平君)　總員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもつて同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君)　この際、日程に追加して、

○議長(松野鶴平君)　總員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもつて同意することに決しました。

○議長(松野鶴平君)　總員起立と認めます。

内閣から、運輸省設置法第九条第一項の規定により、菊川幸夫君を運輸審議会委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君)　總員起立と認めいたします。

米田の綿製品輸入賦課金問題に關する決議案(武蔵常介君外六名発議)(委員会審査省略要求事件)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して、これを議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野謙平君) 御異議ないと認めます。よつて本案を議題といたします。す。武藤常介君。

米国の綿製品輸入賦課金問題に関する決議案

右の議案を発議する。

昭和三十七年二月二十二日

発議者 武藤 常介 川上 為治  
 翁木 亨弘 中田 吉雄  
 牛田 寛 田畠 金光  
 加藤 正人  
 賛成者 吉武 恵市 大泉 寛三  
 上原 正吉 赤間 文三  
 岸田 幸雄 小林 英三  
 鈴木 万平 高橋進太郎  
 植 繁夫 阿部 竹松  
 岡 三郎 吉田 法晴  
 近藤 信一

参議院議長松野謙平殿

米国の綿製品輸入賦課金問題に関する決議案

現在米国関税委員会で問題とさわっている綿製品輸入賦課金について、同國が貿易の自由化を強く提唱推進している前からして、すこぶる遺憾とするところである。もしが実現すれば、わが国の対米綿製品輸出に重大なる影響を与え、関税産業とこれに従事する多數労働者に大なる不安と動搖をもたらし、日米親善關係にも悪影響を及ぼすことになつまつ。

よつて政府は、すみやかに米国政府に対し、わが国の実情を深く認識し、かつ対米貿易が常に我が方の著しき入超であることを考慮の上、賦課金課徴の方針を直ちにとりやめ、日米貿易の均衡ある発展拡大を図るよう、強力に要請すべきである。右決議する。

この問題は、ケネディ大統領が昨年五月に発表した織維産業対策七項目の一つとして、「米国織業界が原綿の二重価格で受けているコストの上の不利を除こう」とする方策に基づき、去る十一月に關稅委員会に対して、農事調整法第一十二条によつて、輸入綿製品に、使用綿花一ポンド当たり八・五セントの賦課金をかけることの可否について、調査を命じたことに始まるのであります。もし、この賦課金制度が実施されると、同國における輸入綿製品の關稅率が約一〇%も上昇すると同じ結果となり、わが國の対米綿製品の輸出高は、とたんに約六〇%も減少すると推算されています。こうなりますと、日本の綿工業及び関連産業はまさにと容易ならぬ打撃をこうむることになります。御承知のとおり、關稅委員会ではすでに調査を開始し、公聴会もほぼ終わりの段階にあります。成り行きは決して楽觀を許さず、私どもいたしましては、ぜひともこの政策は断念してほしいので、本決議案の提出となつたのであります。

な方策であり、各輸出国との反対のあります。

第二は、賦課金の構想。綿製品委員会、いわゆる原の取り組みを無視するといいます。国際纖維会議もまた策七項目の一つとしてケーネの提唱によるもので、去るにいたばかりであります。が、これは、「綿製品輸入国は現在制限を行なわず、また輸出乱を行なわぬこと」にあります。に、米国が、この会議の自國だけの都合で賦課金を輸入制限を企図することとは解と言ふほかない。

なおまた、賦課金は、ガリソンによる義務免除の事項とされていると米国は主張、が、これは加工度の低い農用されるもので、加工度の対しては認めがたいといつて、力がありまして、この点から構想はガットの精神に違反濃厚であります。

第三に、賦課金問題は、自主規制の誠意を無視し、もとる行為であると訴えられます。すなわち、日本側は、にわたり、米国綿業の立て、当然増加すべき綿製品を正直に自制し、その結果、以外の輸出が急速に伸び、輸出割合が減少して参ります。正直者はばかをみると、ことは、日米両国の友好

者を求めてお  
が、ガットの  
国際織維會議  
も、この点であります。しか  
その主目的  
以上に輸入  
山田は市場機  
りります。  
その途中から、  
により新しい  
は、全く不可  
カット第十一  
として是認せ  
していきます  
農水産物に適  
の高い綿製品  
いう見解が有  
からも今般の  
の対米輸出  
本として日本  
日本からの  
ことになります  
現しようとす  
関係を傷つ

と考えられます。

最後に、第四といたしまして、米国を是正し、両国貿易の均衡ある発展をはかるべきであるということでありります。申しますでもなく、日本は米綿の最大のお得意先であり、しかも、現在日本周の貿易収支は約九億ドルのわが方の入超でありますので、一部では原綿の買付先なども再検討すべきだとさえ言われています。したがつて、米国政府は、この部面にも配慮を加えて、かかる賦課金制度の構想を取りやめるとともに、進んで日米貿易の真に均衡のとれた発展をこそはかるべきであると信じます。

かかる趣旨からいたしまして、わが国政府においても、この国民的世論を尊重し、すみやかに適切有効な対策を講ずるよう強力に要求するものであります。

以上が本決議案を提出した理由であります。何とぞ各位の御賛同をお願い申し上げる次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○國務大臣(小坂善太郎君) ただいまの御決議に対しまして、政府の所信を申し述べます。

米国の綿製品輸入賦課金問題につきましては、政府といたしましても、これをきわめて重視し、終始反対を続けております。昨年十一月二十一日、ケネディ・アメリカ大統領が関税委員会に対し調査を指令いたしましてから、在米大使館及び在京米国大使館を通じまして、直接米国政府に対し、機会あるごとに繰り返しこれを実施しないよう希望いたしますとともに、ガットや国際綿花諮問委員会等の国際的な場におきましても、わが国の正当なる主張を述べ、諸国との支持を得るよう、国際的な背景から、米国が賦課金を実施しないよう努力いたしております。

また、去る九日、ジーネーブにおいて、綿製品に關する長期国際取りきめが妥結いたしましたが、この取りきめの成立によりまして、米国としても、綿製品の輸入の急増を防止する方途が得られましたので、同取りきめによつて、賦課金を実施する必要は全く消滅したものと考えております。

以上の次第はござりますが、政府といたしましては、今後とも引き続き、わが国の正当な主張をアメリカ側に申し入れ、御要望に沿いますよう最善を尽くしたいと考えております。

(拍手)

○謹長(松野鶴平君) 佐藤通商産業大臣。

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) 米国の綿製品輸入賦課金構想、これはわが国の織

維産業にとりまして重大な問題でござります。それはかりではなく、わが國の对外貿易にも大きな影響を及ぼす問題でございます。したがいまして、政題でございます。府といいたしましても、從来からその阻止のために最大の努力を払つて参つたのでござりまするが、たゞいま溝場一一致の議決を見ました御趣旨を尊重いたしまして、所期の目的を達するよう、今後ともあらゆる機会をとらえ、一そうちの努力を払ふ所存でございます。

(拍手)

○議長(松野謙平君) 日程第一、國務大臣の演説に關する件。

河野農林大臣から、農業基本法に基づく昭和三十六年度年次報告及び昭和三十七年度農業施策について、発言を認められております。発言を許します。河野農林大臣。

〔國務大臣河野一郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(河野一郎君) 先般国会に提出いたしました「昭和三十六年度農業の動向に関する年次報告」及び「昭和三十七年度において講じようとする農業施策」について、その概要を御説明いたします。まず「昭和三十六年度農業の動向に関する年次報告」について申し述べます。

この年次報告は、「第一部農業の動向」と、「第二部農業に関して講じた施策」に分かれておりますが、「第一部農業の動向」においては、農業の生産性及び農家の生活水準を中心課題として農業の動向を分析し、経済の高度成長のもとで農業経済はどのように発展したか、その間、農業と他産業との生産性及び農業従事者と他産業従事者の生活水準の動向がどのようになつてゐるか、その

動向の背景は何か、また、その中で農業経営はどう変化しているかの四点について記述しております。

この報告は、できるだけ客観的に実態を把握し、これについての政府の所見を明らかにするという方針のもとに、検討分析の対象は三十五年度を中心とし、統計的に可能なものについては、一部三十六年度にも及んでおります。

その概要を申し述べますと、昭和三十五年度には農業の生産は引き続き堅実な伸張を示し、生産性もかなりの向上を果たし、また、農業経営をめぐる価格関係が農業に有利に推移したこと等もあって、農業所得はかなりの増加を見ました。一方また、農外所得も著しく増加しましたので、農業所得の伸びは目ざましく、その結果、農業従事者の生活水準も相当な上昇を見たのです。それにもかかわらず、同年度には農業と他産業との生産性の開きが拡大し、農業従事者と他産業従事者との生活水準の開きもなお縮小するに至つております。

これは一言で申せば、他産業の成長がきわめて急速であったため、農業がこれに歩調を合わせ得なかつたことにによるものであります。生産性の開きが拡大した背景には、農業の資本装備の相対的低下、農業と他産業間の労働移動の不円滑、農産物需要の高度化に対する農業生産の適応体制のおくれなど諸現象が見られたのであります。すなわち、農業におきましても設備投資が増加したのであります。が、産業のそれに比べ、はるかに及ばないといふ現象が見られたのであります。かつたばかりでなく、農業の資本効率化は概して低く、農業と他産業との資本

ん。この動きを一般化するためには、資本の不足、経営耕地の零細性、機械化技術体系の未確立等の制約条件を克服することが必要であります。以上が第一部の概要であります。

次に、第二部農業に関する講じた施策について申し上げますと、これは第一部と同様、昭和三十五年度を中心としてこれまでに政府が講じた諸施策をしておきます。申すまでもなく、この間の農業施策は農業基本法の制定以前のもののが大部分であります。農業基本法に掲げる施策の事項に従って記述いたしております。

次に、昭和三十七年度において講じようとする農業基本法について申し述べます。これは、ただいま御説明いたしました農業の動向と、政府の経済運営の基本的態度に基づいて、来年度において講じようとする農業基本法を明らかにしたものであります。農業基本法はその第二条において、国が総合的に講じなければならない施策として八つの事項を掲げておりますので、おおむね、この八項目の柱に即して記述いたしますが、その重点とするとところは、次のとおりであります。

第一に、農業生産の選択的拡大を一そく促進することであります。まず畜産については、家畜資源の改良増殖と畜産經營の確立向上を主眼とし、草地改良事業の拡充、多頭飼育經營の育成等を推進することにしております。次に、果樹園における主産地の形成を自ら化、経営の合理化、優良種苗の確保等の措置を充実することにしております。

第二に、生産性の向上を促進するため、その基礎条件として、試験研究の拡充強化と土地改良事業等、生産基盤整備を積極的に行なうことにしてあります。

第三に、米麦を初め重要農産物等の価格安定措置は引き続き現行制度を堅持し、畜産物及び青果物については、特にその流通の合理化と価格の安定対策を強化することにしております。

第四に、農業構造の改善を推進することであります。このため農地法、農業協同組合法等の制度の改正、農地の集団化、農業機械化の促進等の施設と相まって、おおむね十カ年にわたり総合的な農業構造改善事業を強力に推進することにしております。

以上の重点施策を初め、農業基本法具体化のための諸施策を適確に推進するため、農林本省に農政局及び園芸局を新設するほか、新たに地方農林局を設けて、地域の特性に適合した行政を総合的に行なうことといたしております。また、農林関係予算の充実、農業近代化資金を初めとする各種制度金融の拡充、その他必要な法制上の措置をとることにしております。

以上、年次報告及び三十七年度農業施策について、その概要を御説明した次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) ただいまの演説に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。仲原善一君。

〔仲原善一君登壇、拍手〕

○仲原善一君 ただいま問題となつておりまする年次報告と農業施策に對し、自由民主党を代表して、政府に質問し、内閣總理大臣及び農林大臣の所見を承りたいと存じます。

ま策の政価しな業一しへにてそ報て行協期農政要ら制變機市當的すかにいく三裏

たとえは、報告書は、わが国の經濟の高度な成長のもとで農業も一段と発展を遂げたが、しかし、他産業との生産性の開差はかえって拡大し、農業従事者と他産業従事者の生活水準の開きも縮小するに至っていないことを指摘し、その原因は、他産業の成長があまりにも急速であつたため、農業がそれに歩調を合わせられなかつたことにによるものであるとし、その背景には、農業資本裝備の相対的低下、農業と他産業間の労働力移動の不円滑、農産物需要の高度化に対する農業生産の適応体制のおくれなどの阻害条件をあげておるのであります。しかし、この阻害条件をどうすれば排除できるのか、施策としては、この所得と生活水準の開差をどのようにして是正するのか、理論的に解明されていないよう受け取られるのでござります。

しかも、農基法はその第二条において、國は、農業構造の改善を初め、広く農村における交通、衛生、文化等の環境の整備、農業従事者の福祉増進等の施策を総合的に講じなければならぬことを規定しております。このためには、農林當局ばかりでなく、財政、通産、労働、厚生、建設、運輸、文部、郵政、その他各當局が連絡協調して、これを総合的に実施しなければならない義務があると思ひるのでござります。農政審議会が總理府に設置されたゆえんもここにあるはずでございまして、他省において実施しなければなりません。しかるに、施策を見ますと、農林省の施策の解説にすぎないのであります。

私は、ここで、労作であるこの報告書に対しまして敬意を表するものではございませんが、この際、農基法を誠実に執行するについて、内閣の首班たる内閣総理大臣に対し、国際経済の動向と日本経済のあり方をいかに認識され、そのうちにおいて日本の農業をいかに位置づけられるのか、そして農基法の成果を完璧ならしめるためにいかなる決意と態度をもつてこれが執行に当たられようとするのかについて、特にまた重要な農業教育問題についても、文部大臣御不在でござりますので、この問題も含めて御答弁をわざわざしたいと存じます。

次に、今回の報告書を起草するにあたつて関係各省と十分協議されたかどうかについて、農林大臣の御答弁を願います。また、協議を受けられたとすれば、関係各省はそれぞれの立場においていかに対処されたか、そしてまた、今後いかに積極的に協力される所存なのか、その辺の事情についても、所管大臣がお見えになつていなないのと、農林大臣から御答弁をいただきました。

第二に、最近の国際経済情勢と日本農業との関係、特に貿易の自由化に関する点についてお伺いいたします。

私は、昨年、本院から、ジュネーブで開催されました列国議会開春季会議に派遣されまして、経済社会委員会に國し出席したのであります。が、その際、経済共同体のとの政策が世界貿易にいかなる影響を及ぼすか、ということが重大な議題の一つでありました。この問題につき、委員会といたしま

ては、その申し合わせには、一般的に  
は、関税の障壁の撤廃であるとか、國  
内消費税の軽減がありましたがけれど  
も、事、農産物に関しては例外である  
ことを認め、各國の農業保護政策をし  
ばらく温存することに意見の一一致を見  
ました。農基法第十三条も、この國際  
世論の趣旨に沿うものであると私は考  
えております。しかるに、本年に入つ  
て、歐州共同市場は第二段階に移行  
し、農業政策についてもフランスと西  
ドイツとの間の対立が解消し、歐州自  
由貿易連合の指導的立場にあつた英國  
の加入もその実現が伝えられておりま  
す。かくして、歐州經濟統合の強化に  
伴つて、対日貿易の制限緩和も關係者  
の関心を引くに至り、ここにわが国農  
業への影響も問題となつております。  
また一方、アジア經濟協力機構の設立  
が日程に上つており、アジア諸國間の  
貿易の拡大が議論され、これまたわが  
国農業の重大國心事たらざるを得ない  
のであります。これらの諸情勢は、基  
本法制定當時から見ますれば、そのき  
びしさをいよいよ鋭くして、現実の問  
題としてのいろいろな問題が展開され  
つつあるのでござります。

本家たちが貿易自由化を通じて農民をどう扱取するための法律であると、驚くべき意に満ちた宣伝をします。中には、これに迷われる善良な農民もある現状でございます。

農林大臣は、この際、正確な国際経済の判断のもとに、貿易自由化と農業保護との調和ある対策を用意され、確固たる信念のもとに誤解の一掃に努力さるべきであると思いますが、所見はいかがでござりますか。

第三に、構造改善事業についてでございます。

農基法は、農業構造改善事業を重要な課題として取り上げていますが、これが実現のためには、經營規模の拡大と近代化をねらいとし、一方、自立經營の育成と、他方、協業の助長をはからねばなりません。さて、報告の中には、農業構造改善事業推進に関する多くの事項が含まれておりますが、その一つに、農業經營規模構成の変化がござります。すなわち、一町歩以上の農家の増加と、一町歩以下の農家の減少という事実でありまして、特に五反と一町との間の中間階層が減少して、一町以上の層の自立農家と、一方、三反程度のもっぱら賃金収入を中心とする第二種兼業農家への階層に分化しつつある事実であります。農家の所得も生活水準も、この經營規模に照応していることが明らかにされています。そこで、農林大臣は、この中間階層分化の事実を、どのように把握されて、構造改善事業に寄与せしめようとされておられるのか、お伺いいたしたいのであります。

ます。たとえば、農地を細分化する要因である均分相続制についても、農業基本法第十六条のような微温的条項では不十分でございまして、もつと抜本的なメスを入れねばならぬと考えまするし、農地法を改正して、農地の信託制度も積極的に活用することが必要であるとも考えまするし、また、農業法人の法的基礎を整備することも必要でありますより。

利は、自主的に共同保有に移行させる  
よう指導するものとする」と規定して  
いますが、これは社会主義計画経済  
の片りんを現わしたものであります  
て、所有権を基盤として、自由経済を  
よりどころにして、人類の福祉を希求  
する。そうしてこれこそが人類の幸福  
につながるただ一つの道であるとの確  
信を持つておるわが党いたしまして  
は、絶対に容認できないところであります。  
農地制度改正を通じて協業化に  
寄与できる限界も、おのずからきまる  
ところがあると思います。これらの協  
業化に関連する諸点について、農林大臣  
の所見をお伺いいたします。

第四に、農村労働力の問題でござい  
ます。報告書によれば、農村労働力  
は、他産業の高度成長に伴つて急速に  
移動しつつあることが指摘されていま  
す。また、最近總理府の発表した調査  
によりましても、農林就業者の割合  
は、全体の三割を割つて二九%となつ  
たと伝えております。この傾向は、產  
業経済の進歩發達する自然の帰結であ  
りまして、ことに、從来過剰人口をか  
かえて失業に悩んだ暗い過去の農村に  
新しい光明を与え、農政飛躍の契機が  
ひそんでおるものと考えます。ただ問  
題は、この人口移動が、現状では、若  
い労働力を中心として行なわれる結果  
果、農業労働が老人と婦人によって行  
なわれ、將來の農業生産を停滞させる  
おそれがあることでござります。これ  
では農業生産性の向上も容易でないと思  
われますので、基本的には人口流  
出を是認しながら、しかも、有能な農  
村青年が夢を持つて農村にとどまり、  
資本の増設、技術の進歩、機械化等の  
省力經營のない手として生産性向上

○議長(松野鶴平君) 仲原君、時間で  
すから、結論を急いで下さい。

○仲原喜一君(続) 第五に、農山漁村  
僻地対策についてでござりますが、時  
間がございませんので、ただ、農業基  
本法でも日本の当たらぬ僻地がございま  
すので、この僻地対策について農林大  
臣はいかなる対策をお持ちでございま  
すか、お伺いいたします。

以上、問題を正面する主要なものに  
限定して、私の質問を終わります。

(拍手)

「國務大臣池田勇人君登壇、拍手」

○國務大臣(池田勇人君) 農業のあり  
方についての御質問でござりますが、が  
私は、戦後の日本経済が、統制のもと  
から自由な経済に変わり、そして自由貿易  
経済のもとにいろいろの産業が伸びて参りま  
参りましたが、日本の経済を強化する  
ためには、どうしても自由貿易でなければ  
ならぬということで、三年前から自由  
貿易、為替の自由化を唱えて参りま  
た。そうすると当然起こってくるの  
は、農業問題であるのであります。一  
番むずかしい、そして最も重要な農業  
問題でござります。私は二年前、農業  
に対しましての私の考え方を言つたなら  
ば、非常な衝撃を与えたましたが、好ま  
と好まざるにかかわらず、仲原君のお  
しゃつたような状態になつてきて、い  
るのであります。私は、農業を民族の  
命ととしてつぱなものに築き上げ  
るために、相当思い切った措置を取  
しなければいけないというので、農業  
基本法を出したのであります。しこと

に努力せしめるべきであると思います。これらについて効果的な抜本的な総合対策を用意されておりますが、農林大臣のお答えをお願いいたします。

○議長(松野謙平君) 仲原君、時間でございませんので、結論を急いで下さい。

○仲原善一君(続) 第五に、農山漁村僻地対策についてでござりますが、時間がございませんので、ただ、農業基本法でも日の当たらぬ僻地がござりますので、この僻地対策について農林大臣はいかなる対策をお持ちでござりますか、お伺いいたします。

以上、問題を当面する主要なものに限定して、私の質問を終わります。

して、まだ農業基本法に対しまずする關係法案が実施に移つていませんので、その効果は十分あげ得ることはできなかつたのでございままするが、本国会おきまして關係法案の通過を見て、なんとうに農業基本法の所期しているとを實現さしたい。今の農業の動向に関する年次報告とか、あるいは講じようとする農業政策等が十分でないことは認めまするが、十分でなくとも、ここまでわれわれが思いをいたしておきうことは、国民にもわかつていいだいておると思ひます。今後十分御期待に沿らうようにいたして参りたいと申します。

う。私は、これを一つの理論として出づけるわけには參らぬと思います。すなわち、適地適作、北海道から九州まで、いろいろ農業のあり方について千差万別でございます。人情風俗が違います。その中に、どのがどの地方に一番適しているか、いわゆる適地適産、地域農業の確立といふよりな意味において、きめのこまかんな農業を打ち立てて、そこに自立農業の確立を期待することこそ、私は、農民諸君の要望にござるものであると確信いたす次第であります。その方向によつてわれわれはこれから構造の改善を行ない、農村の自立を目指して参らうと考えております。

して、まだ農業基本法に対しまる關係法案が実施に移つていませんので、その効果は十分あげ得ることはできなかつたのでござりますが、本国会におきまして関係法案の通過を見て、なんとうに農業基本法の所期しているとを実現させたい。今の農業の動向に関する年次報告とか、あるいは講じうとする農業政策等が十分でないことは認めまするが、十分でなくとも、ここまでわれわれが思いをいたしておきうることは、國民にもわかつていいだいておると思ひます。今後十分御期待に沿うようにいたして参りたいと存ります。

ことに、お話の EEC の問題、ヨーロッパ共同体の問題との関係は、これは当然起ることでござります。自由化ということでござります。しかし、各国の例が示しまするごとく、農業の自由化といふことは、これはなかなかむずかしいでござります。しかし、日本の經濟が世界の經濟につながっていく場合に、そしてまた、農がりっぱな農村として立つ場合には、ましても、自由化せられても大丈夫といふ基盤を作ることが必要であります。これが農業構造の問題であるのあります。私は今後農業構造につきましては、特段の努力をいたしてやつてみたい。そしてりっぱな農村を作ります。またこのためには、お話の農業教育題につきましても、一般の産業教育同等、あるいはそれ以上の関心をもつて進まなければ、りっぱな農村はできないことは当然であります。私は、教育問題を中心といたしまして、労働あるいは一般産業、あるいは財政金融

う。私は、これを一つの理論として拈づけるわけには參らぬと思います。すなわち、通地通作、北海道から九州まで、いろいろ農業のあり方について千差万別でござります。人情風俗が違います。その中に、どれがどの地方に一番通しているか、いわゆる適地適産、地域農業の確立というよろな意味において、きめのこまかなる農業を打ち立てて、そこに自立農業の確立を期待することこそ、私は、農民諸君の要望にござるものであると確信いたす次第でござります。その方向によつてわれわれはこれから構造の改善を行ない、農村の自立を目指して参らうと考えておりますのでござります。

上げましたような意味合いにおきまして、そこに全農村を通して、構造を改善し、いわゆる拡大規模の經營ももち立農家も、私は日本の場合にはあり得ましょし、耕地は比較的少なくて、その施設に十分な意を用いた自立農家も、私は日本の場合にはあり得ます。これら諸般の点を取り入れて、農村における農業人口の問題は結着のつくようにならして参りたいと考えておるのでござります。

最後に、僻地の対策についてお尋ねでございましたが、これは總じて申しますれば、今回の構造改善は、三千数百万の全農村に向かってわれわれは実施するつもりでございまして、僻地には、僻地についての施策を地元の方々と御相談申し上げましてやつて参りたい。いずれ他の機会においてお尋ねがありました際には、具体的にはお答えを申し上げることにいたします。(拍手)

は、産業の二重構造は激化し、農業はその底辺から脱することは困難であってことを指摘し、政府の反省を促してきたところであります。今日の報告の事態は、まさにわが党の主張を裏づけるものであり、多年にわたる支配層の農村収奪の結果として、日本農業の立ちおくれが決定的であるとの証明ばかりなりません。一体、政府は、農業本法の目標とする生産性の格差を是正し、所得を増大して、他産業従事者と均衡する生活を営むことができるようになることは可能であると考えておられるのかどうか、自信のほどを承りたいのであります。また、可能であるならば、格差が縮小の方向に転ずるのはいつごろになるのか、その時期的見通しを明らかにしていただきたいのです。

的立ちおくれを認め、國の保護政策を強化する方策をとるのか、他産業と同様に、自由競争による資本主義的經濟合理主義の方策をとるのか、その態度を明らかにされたい。

質問の第三は、農業の資本裝備についてお尋ねいたします。その一は農業機械の導入についてであります。農業の固定資本投資については、土地投資の比重は低下し、農機具投資が一段と活発化した。しかし動力耕耘機は利用効率が低く、結果的には過剰投資になつてゐるものと思われる。今後の施策として大型機械の導入促進をうたつてゐるが、動力耕耘機がようやく普及し、その減価償却もまだ終わらないうちに、指導方針を変えられては、農民はいつまでたつても過剰投資の下敷きになり、動きがとれないということにはならないのか。この間の調整はどのようにするのか、承りたい。また大型トラクターの導入は、必然的に零細農耕を脱皮し、共同經營に發展しなければ、投資効率をあげ得ないと思うが、その導入体制は整備されているのかどうか、お伺いします。

その二は、肥料と飼料対策についてであります。政府は肥料二法を廃止し、新たに肥料工業振興法案を準備しているようであるが、現行肥料二法は三十九年七月までの時限立法であり、特に肥料工業の合理化目的が達成せられていない今日、何もあわててこれを廃止しなければならない理由はないと言ふべきであるが、政府の見解を明らかにしていただきたい。

次に、畜産振興に重大なる影響のある購入飼料価格の推移について何ら触れていないことは、意識的に回避したこと

としか考へられません。今日、畜産農家は原料高の製品安で不安動搖しているではありませんか。一体、政府はこの事態をどのように解しているのか。昨年に引き続い本年もまた飼料値上がりに対し緊急対策で翻塗しようとしているが、農民の不安一掃のためにも、すみやかに飼料需給安定法の抜本的改正による恒久対策を立てるべきであると思うが、その準備があるのかどうか承りたい。

その三は、農林金融についてであります。三十六年度における財政投融资計画七千二百九十九億円のうち、農林公庫資金は五百六十四億円で、わずかに全体の七・七%にすぎず、一方、農民自身の貯蓄による系統資金の総額は一兆円を突破しようとする段階にあり、系統外貸出額も一千五百億円に上っている。しかも農家借入金の構成は、総額わざわざに四万五千円のうち、公庫と組合からの借入金が五五%で、地銀その他個人からの借入金が四五%の比率となっている。そのうち低利資金はわずかに二六・八%で、残余の大部は九分から一割以上の高利資金を利用してゐる実情であります。以上によつても明らかなように、系統の資金源は豊富にありながら、実際に資金の必要な農民でも、このような高利では、活用したくてもできないのであって、農業の資本裝備が低位になることはむしろ当然のことでしょう。政府はかかる現実を直視し、従来から農林金融の問題点とされている金利水準の低下、組合系統の金融の資金コストと貸出金利の割高のは是正、農林金融の交通整理等についていかに対処するのか、その方針を明らかにしていただき

吸い上げ、これに利子補給をして、貸付条件を原則として、三分五厘、三十一年償還とする有利な制度資金の拡大をはかることは、あえて困難ではないと思ふが、政府にその意思ありや、見解を承りたい。

質問の第四は、農業就業構造の質的低下についてであります。農業就業人口は、倍増計画で予定した線に沿うて順調に減少して、いるものといえましょう。しかし、これは表面的數の減少少であつて、労働力の移動は想定したように直ちに所得の上昇に結びつかず、減少の対象が若い優秀な労働力を集中し、かつ急速であったために、農業労働力の老齢化と女性化をもたらし、農業就業構造の質的低下が顕著になつてゐる。同時に、農繁期の労力不足を生じ、農業労賃の高騰を招いてゐる。しこうして、この傾向はますます激化するものと判断せられる。一体、政府はこの農業就業構造の質的低下に対し、低下をいかに克服して農業の近代化を達成しようとするのか、その具体策を示していただきたい。

なつてゐることを認めてゐるが、農相は、その対策として、青果物にも標準価格を設けて、これを中心に価格の運営を行ないたいといつておられるようであるが、國の買い入れ、保管も困難であり、完全な自由価格の制度をとつてある青果物に対し、何をもつて標準価格を決定するのか、またどのような効果が期待できるのか承りたい。また青果物の値上がりの際には、直ちに騒ぎ立てられるが、農作貧乏の際には何ら顧みられない現状に対し、どのように措置されようとするのか。その方策についてお尋ねいたしたいのであります。

かかるに、基本法制定当時、構造改善所の構造改善モデル地区、いわゆるパックト地域を設け、実験的に事業を試み、これを拠点として自立經營の育成に發展せしめようとしたのであるが、この方針は、はなはだしく後退し、実質的には第二次新農村建設とともにべき構造改善一般地域に置きかえられたのである。すなわち、この名目だけの農業構造改善事業は、全国の市町村三千四百七十一のうち三千百市町村に対し、十年間に適地適産による主産地形成の一般地域の事業を実施しようとするとものであり、三十七年度に二百九十九所の事業に着手するとともに、三十九所の予備調査をすることになつて、一方、本体のパックト地域は、三十七年度は新規指定は行なはず、九十二所を三ヵ年計画で実施し、終了するものと解されるのである。このことからも、本筋の構造改善のパックト地域が主客からすべり落ちて、主産地形成がこれに変わったことが明らかである。構造改善事業は、あくまでも經營主体である農家並びにその共同体を対象とする土地政策に関連する事業を主体とすべきであつて、市町村単位に、生産政策を中心とした主産地形成を目的とする農村計画とは直接には結びつかないのである。したがつて、主産地が形成せられれば直ちに生産性が向上し、農家所得が増大するということにはならないのである。

設事業が、河野農相の実現により突如切られました。自民党的参議院選挙対策と、同時に重点施策にのし上がったところに、何か割り切れないものを感じます。自民党的参議院選挙対策と、同時に重点施策にのし上がったところに、何市町村単位に設置せられる農政協議会(仮称)が、この構造改善事業にからませて発足することが、新聞に報道せられていました。もしそれが事実とするならば、十年間事業費総額一千七百億円に及び、一町村当たり九千五百万円の補助事業と、二千万円の融資事業とをもつて行なう農業構造改善事業は、国費による自民党组织の主産地形地成となり、農民を冒険するもはなはだしいものと言わなければなりません。○議長(松野鶴平君) 北村君、時間になりました。  
○北村暢君(続) 自民党總裁たる池田首相に、その中止を警告するとともに、この問題に対する見解を明らかにしていただきたいのです。  
政府は、農業基本法を機軸として同法の定める施策を着実に具体化することを、農業施策の基本的態度とすると言ひながら、構造改善事業の主柱とみるべき自立經營の育成については、施策のどこにも見当たらないのです。  
○議長(松野鶴平君) 北村君、時間が来ました。  
○北村暢君(続) 政府は、基本法制定第一年にして、早くも重要施策の自立經營の育成をあきらめたのではないでありますか。わが党は、農民六割削減による二町五反を目指す自立經營農家では、日本農業の構造改善は困難であることなどを指摘し、積極的な農用地の

開発を背景とし、農業の共同經營による零細農耕を克服するため、農業生産組合の育成を主張して参りました。政府は、自立經營育成の方針を更したとするならば、ただ漫然として農家の階層分化の進行にまかせておくことは、基本法の精神からいっても許されないことである。零細農耕の構造改善のために、わが党の主張に同調し、積極的に各種共同經營の育成に取り出すべきではないか、総理の所信を承りたいのであります。

以上をもつて私の質問を終わります。(拍手)

難な農村の事情に對して光明を与えてよ  
う、安定を与えよう、方向を明示しようと  
いうところに、農業基本法を作つた  
ゆえんがあるということを、ひとつ  
御了解いただきたいと思うのでござい  
ます。したがいまして、機械化をした  
から云々という御議論がございまし  
た。こういふことも、確かに御指摘の  
ような点もござります。ありますか  
ら、そこで、機械農業、機械について  
の研究所、試験所を作つて、これから  
はどういふものがいいかということ  
を、試験し、勉強し、検査していくこ  
と、ということについての施策について、  
法律案並びに予算案を御審議願うよう  
にいたしております。

野の改良をいたし、そして畜産に牧野を利用する、そこに国内飼料資源を求める。さらに、ビート産業の奨励等によりまして、ここにも飼料給源を求めていこう。いわゆる日本の飼料は、今後に自給飼料を求める期待が非常に大きいのでござりますから、それについては運営なく研究してやつて参らうということを考えておる次第でござります。

次に、農村金融について御質問がございましたが、これもたびたび申し上げますようにすでに、御承知のとおり、わが国の現在の農村金融が、組合金融段階が非常に多いということのため、利息が非常に割高になつております。そのために、この農村金融の制度そのものについて、抜本的に考え直さなければならぬ段階にきておるのではなかろうか。これをよくいたすにあらざれば、現に農村の預金は御承知のとおり六分でございます。六分の預金が農村一般に通用いたしておりまするときには、これ以下の資金を農村が運用するということに困難性がござります。ところが、農村金融の六分、五分の金利は高い、世界的に。どこに比べても高いというところに問題がある。そこには、この問題についての円滑性を欠く点があるのでござりますから、抜本的な改善を必要とする段階に至つておりますので、政府としても、十分これについて調査検討いたしたいと考えておるわけでございます。

次に、農業労力に対する問題であります。農村労力の問題につきましては、先ほどお答え申し上げましたとおりに、現にわが国の農村が、一部においては労力過剰のために、それが都市

の労力にかわって、そこに兼業農家の形成になつておる場合もあります。また一部には、農業に対する青年諸君の不安定等から、これが都市の労力にかゝつておる場合もござります。したがつて、一部には労力が老齢化し、婦人化しておるという地方もござります。また一部には、季節的労力不足の場合も非常に生じております。このように、非常に農村の事情によつていろいろな場合がありますが、これらを総じて、農村構造の改善、農業経営の合理化等をもつて、これらを安定固定して参るところに、われわれの所期いたしておりまする目標があるといふことに御理解を願い、農民諸君の御協力を頼つて、こういう問題を一挙に解決いたしたいと考えておる次第でございました。

以上お答えいたします。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) いわゆる肥料二法についてのお尋ねでござります。御承知のように肥料二法を制定いたしました當時は、国内の必要量を確保することすら困難な状況でございました。そこで、肥料二法ができ、生産量を確保するということをいたして参りました。最近におきましては、肥料の約四割程度が外国に輸出されるようになります。そこで、肥料二法ができる以前の生産の状況はたいへん改善を見えておるわけでございます。同時にまた、国内の肥料価格そのものについて考えてみますと、日本の国内肥料価格は、ただいまのところ、西欧のいわゆる先進工業国における国内肥料価格と比べてみましても、いわゆる安い部類と大体匹敵するような状況に改善を見ております。ただ、この肥料は、た

だいまお話しいたしますように、四書が外国へ出て参りますが、貿易の場合におきましては、各国とも非常な激しい競争をいたしております。肥料価格についてはダンピングが行なわれておるわけでございます。この状態が続いて参りますると、いわゆる肥料工業の事業自体の内容に対しましても非常に悪影響を及ぼすことになるわけでありまして、健全な肥料工業を育成するということが困難な状態になるだろうと思います。それらのことは、ただひとり肥料工業だけが弱体化するばかりでなく、この肥料を、農業生産の面から見まして最も必要な資材と考えておる農業生産に不安を与えることにも実はなるわけであります。これらのことを考えてみますと、現在の実情に即応する新しい法律を作ること、言いかえますならば、肥料工業を今後は輸出産業として育成強化していく、そういう方向に進むことがよろしいのではないか。こういう意味で、ただいま肥料二法を廃止して、新しい法律を考えてみようということで、政府として考案いたしている次第でございます。

で、しかば今後の量は確保できるか、価格決定方式がその法律によつてかわることになれば、農民に非常に不利益を与えるのではないかといら御心配があらうかと思ひますが、ただいま銅料について農林大臣が御指摘になりましたように、今後とも肥料生産における新技術の導入等は積極的になつて参ると思いますので、私は現在より以上に肥料の価格が高くなる、こういう内容を充実することによって、積極的にアンモニア・ガス源等のコストを安

○議長(松野醫平君) 天田勝正君。  
〔天田勝正君登壇、拍手〕  
○天田勝正君 私は民主社会党を代表して、ただいま報告のありました農業年次報告並びに三十七年度の農林施策について、総理並びに農林大臣に御質問いたしますが、すでに、ただいま自民、社会両党の代表から質問がありましたがので、その重複を避けながら、四点にしぼつてお伺いいたします。  
まず、総理に伺いますが、農林大臣の報告を開きましても、農業の状態は、いかにも初年度とはいひながら、一向にその困難が改善されておらないのです。農林大臣はただいまの御答弁で、まだ功罪を論ずるのは早過ぎるということを言わされました。しかしながら、私は、効果があがらない一つは、池田内閣の農政に対する姿勢に誤りがあるのではないかと思うのであります。つまり池田内閣は、農業者の税負担が少ないから、その施策も手加減をすると、いう經濟合理主義に立っているのではありませんかと思うのであります。そこで、画期的な施策が講ぜられないのだろうと存じます。そもそも日本の工業が今日のとく發展して参ったのは、昨今の施策によってではないのであります。実に明治維新以来の政府が、殖産振興、富國強兵の旗じるしのもとに、当時、財政のまかないは、地租を中心とする農民負担に七五%を依存しながら、一方、官業の払い下げ、土地、鉱山の払い下げ、あるいは資金の無条件

融通など、工業の育成ひいては財閥形成に力を注いで参ったからであります。一方、農村は、農畜産物の供給者としてのみならず、低賃金労働者の供給源、下級兵士の供給源として、近代産業形成に貢献されて参ったのであります。この歴史的事実を考えるならば、農民は貧しいから救つてやるなどといふ思想が上がった態度を一擲いたしまして、農民の長い間の犠牲に対し、この際、国は償いをするという謙虚な態度をもつて、農政に臨まなければならぬと存じます。池田内閣の農政の姿勢は一休いかなるものであるか、この際、その見解を明らかにされたいのあります。

融通など、工業の育成ひいては財閥形成に力を注いで參ったからであります。一方、農村は、農畜産物の供給者としてのみならず、低賃金労働者の供給源、下級兵士の供給源として、近代産業形成に貢献されて參ったのであります。この歴史的事実を考えるならば、農民は貧しいから救つてやるなどといふ想いが生じた態度を一擲いたしまして、農民の長い間の犠牲に対し、この際、国は償いをするという謙虚な態度をもつて、農政に臨まなければならないと存じます。池田内閣の農政の姿勢は、一休いかなるものであるか、この際、その見解を明らかにされたいのであります。

質問の第三点は、流通機構、市場の問題についてであります。私はこれを抜本的に改善しなければならない必要性を、具体的な例をもつてここに申し上げたいと存じます。

一昨秋から昨年にかけまして野菜が大暴落をいたしました。その際、埼玉の主産地では、大根が野積みにされまして、ただでござります。高くても貰当たり五円の相場でございました。ところが、これを資金のある業者が買いつめまして、加工費と貯蔵費を十五円かけて、二、三ヶ月たちますと、これが生産地においても、たくあんが貰当たり百円になつたのでございます。つまり農民の不利益が一向に消費者の利益とはなつておらないところに問題があつたのです。

したそりであります。それには、飼育の問題を含んであります。(笑) それで、この問題は、農業生産者と消費者との利害がつながらないのは、市場のあり方に問題があると存じます。近ごろ生産地市場はだんだん仲買人支配に変わりつつあります。また一方、消費地市場においては、生産者の意見も消費者の意見も一向反映されない仕組みになつてゐるのであります。しかも、袖の下取引などという前時代的な商慣行がいまだ残つてゐるのが問題であります。これについて、私は生産地市場の運営は、農業従事者のみの管理とするよう法的保障を行ない、消費地市場については、生産者、消費者それぞれの代表を、出資の条件などをつけないで運営に参加せしむる法的規定を行ない、ますますけれども、生産者、消費者の無条件市場運営参加は、何か乱暴のようになります。これに対する農相の所見を承りたいと存じます。なお、申し添えを飼つたらトントンで、鶏を飼つたらもとがケイラン」というのであります。が、(笑) ところが、その豚も今申し上げたように一向トントンでなくて、一日一頭飼えば四十円ずつの損であります。これでは豚もアツアツ言らし、鶏はもうケッコウだと鳴くばかりであります。(笑) ここに農民が機動性のある対策を望んでいる理由があるのであります。農相は、この機動性ある対策についていかなるお考えを持っておられますか、お伺いいたしたいと思ひます。

お聞きになるかもしません。しかる  
一方、利潤追求を主眼とする株式会社が  
改正以来は、持ち株とは無関係に経営  
権が行使できるようになつておるので  
あります。それを考えるならば、農業  
産物のとき、大衆の台所に毎日響いて  
おりますする取引に、生産者、消費者  
の発言権が持たされておらないことと  
そ、不思議といわなければならぬと思  
うのであります。(拍手)

○議長 松野鶴平君 時間が超過しております。  
○田勝正君(続) はい。こうなって  
とでありますから、融資は結局使い  
じまいではなくして、やがて返されるも  
のであります。したがつて、他の納税  
者には迷惑をかけないで、しかも國の  
資産を積み立ててある結果になるので  
ありまするから、このくらいの施策は  
急速にする必要があると存じますが、  
政府のお考えはいかがでありますか、  
承りたいと存じます。  
以上をもつて質問を終わります。

○議長 松野誠平君 時間が超過しております。  
○天田勝正君(続) はい。こういうことでありますから、融資は結局使いいまいとなくして、やがて返されるものであります。したがつて、他の納税者には迷惑をかけないで、しかも國の資産を積み立ててある結果になるのであります。このくらいの施設は急速にする必要があるると存じますが、政府のお考えはいかがでありますか、承りたいと存じます。  
以上をもつて質問を終わります。  
(拍手)  
〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕  
○國務大臣(池田勇人君) 政府の農村対策についての御質問でござりまするが、われわれは明治、大正、昭和を比較してみると、最近の農業政策は格段の進歩があると私は考えておるのであります。しかも、農業基本法を制定いたしまして、今後外國にも負けない、そして他産業との格差もなくしようと、こういうことで進んでおるのでございまして、決して農村対策をおろそかにしておるわけでは絶対にないのです。(拍手)  
〔國務大臣河野一郎君登壇、拍手〕  
○國務大臣(河野一郎君) お答えいたしました。  
選択的拡大を農民諸君におまかせしておるのは無責任ではないかといふことございますが、もちろん、これにつきましては、官民相話し合いまして、十分御指導を申し上げて構造の改善をいたしたい。その中に選択的拡大

Digitized by srujanika@gmail.com

昭和三十七年二月二十三日 参議院会議録第十号 国務大臣の演説に関する件

港域法の一部を改正する法律案

を取り入れて主産地形成をいたして参りたいという所存でございます。

次に、いろいろおもしろいお話をございまして、流通過程が適当でないか

いかといふことになつておるんじやな

いからこういうことになつておるんじやな

かわらず、東京都内の豚肉の値段は下落しない。消費者の消費意欲はあるに

もかわらず、また生産地からの十分

なる輸送もあるにもかわらず、これ

が中間の取引において不円滑な点があ

るという点に、最も重大な配慮をいた

さなければならぬ点があると思うので

ございまして、政府におきましても、

すみやかにこれらの中間卸売市場法を

抜本的に検討いたしまして、これにつ

いて所要の改正を加えたい。いろいろ

御意見でございますが、御承知のとお

り、所管は東京都においてやっており

ます。私が直接に指導監督いたす立場

に立つております。そこに立法的な

改善を加える必要があると思います

ので、この道をよくするにあらざれ

ば——現在のままにおきましては、ど

なたがおやりになつても私は困難だろ

うと思います。どうか、せつかく社会

の諸君におかれましても、この現在

の農村金融改善について御協力下さい

ますことを切にお願い申し上げる次第

です。(拍手)

次には、農業金融、農村資金の点につてお話をございましたが、これらにつきましては、前の御質問に対してお答え申し上げましたとおり、何分現

○議長(松野鶴平君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

法の一部を改正する法律案(内閣提出)

を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運

輸委員長村松久義君。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、港域

法の一部を改正する法律案(内閣提出)

を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運

輸委員長村松久義君。

○議長(松野鶴平君) 本法律案施行のため別に費用を要しない。

右全会一致をもつて可決すべきものと認定した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年二月二十日

運輸委員長 村松 久義

參議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、田子の浦港ほか一

港について港則法を施行するた

め、新たに港域を定め、また港湾

事情の変化にともない網走港はか

十五港の港域を変更しようとする

ものであつて委員会は妥当な措置

と認めた。

昭和三十七年二月二十三日 参議院会議録第十号 港域法の一部を改正する法律案

秋田船川	鶴ノ崎から 106 度 4,500 メートルの 地点まで引いた 線、同地点から 65 度 5,700 メートル の地点まで引いた 線、同地点から 135 度 6,300 メート ルの地点まで引いた 線、同地点から 162 度 9,800 メート ルの地点まで引いた 線、同地点から 90 度に引いた線及 び陸岸により囲ま れた海面並びに放 水路水門下流の雄 物川水面	別表秋田県の部中秋田港の項を 中秋田港の項を次のように改める。	「最下流橋」 を「大畠橋」 に改める。	别表青森県の部大湊港の項を 中大湊港の項を 「芦崎」 を「芦崎三角点(1.2メートル)(N41°15'1" L28") E141°09'42")」 に、 「最下流橋」 を「川橋」 に改め、同部大畠港の項を 「田名部」に改め、同部大畠港の項を 中大畠港の項を 「大畠港南防波堤燈柱(N41°24'32"E141°1' L10'18")」 を 「大畠港東防波堤燈台(N41°24'40"E141°1' L10'22")」 に、
		別表千葉県の部千葉港の項を 千葉港の項を次のように改める。	「久慈港北防波堤燈柱」 「久慈川口防波堤燈柱」	别表茨城県の部久慈港の項を 久慈港の項を 「久慈港北防波堤燈柱」 「久慈川口防波堤燈柱」

千 葉	登戸三角点(22 メートル)から 245 度 11,460 メートル の地点まで引いた 線、同地点から 197 度 20 分 9,610 メー トルの地点まで引 いた線、同地点か ら 130 度に引いた 線及び陸岸により 囲まれた海面並び に都川新大橋及び 養老川吹上橋各下 流の河川水面	別表千葉県の部千葉港の項を 千葉港の項を次のように改める。	最下流橋下流の那珂川水面及び東経 140 度 3' 1 5 分の線以東の鶴沼川水面	别表茨城県の部久慈港の項を 久慈港の項を 「那珂川大橋及び鶴沼川鶴沼橋各下流の河川水面」 に改める。
		別表千葉県の部千葉港の項を 千葉港の項を次のように改める。	「那珂川大橋及び鶴沼川鶴沼橋各下流の河川水面」	

別表東京都神奈川県の部京浜港の項を次のように改める。

江戸川口右岸突端 (N $35^{\circ}38'18''$  E $139^{\circ}52'32''$ ) から 205 度 5,500 メートルの地点まで引いた線、同地点から 198 度 30 分 9,720 メートルの地点まで引いた線、同地点から 233 度 9,330 メートルの地点まで引いた線、同地点から 200 度 20 分 10,300 メートルの地点まで引いた線、同地点と鴻ノ巣鼻南東端とを結んだ線及び陸岸により囲まれた海面、荒川放水路葛西橋、沢崎川九重橋、平久川鷺橋、沙浜川浜園橋、大島川練兵橋、隅田川永代橋、亀島川南高橋、築地川南門橋、古川東海道本線鉄道橋、目黒川明和橋、多摩川大師橋、鶴見川鉄道橋、滝川万代橋、新田間川金港橋、帷子川築地橋、大岡川弁天橋、堀川山下橋、千代崎川小港橋及び堀割川八幡橋各下流の河川水面、海幸橋以東の築地堀水面、南明橋以東の越前堀水面、汐見川、汐留川、海老取川、鶴見川第一派川、鶴見川第二派川、入江川第一派川、入江川第二派川及び入江川小派台川の各河川水面並びにこれらの海面及び水面に接続する各運河水面

## 京 浜

別表新潟県の部新潟港の項中

〔新潟港防波堤燈台〕  
〔新潟港西防波堤燈台〕  
〔及び新川山ノ下橋〕  
〔通船川山ノ下橋及び栗の木川万国橋〕

別表福井県の部敦賀港の項中  
〔ナスビ鼻〕  
〔松ヶ崎〕  
〔小崎〕  
〔明神崎〕  
〔明神に改める。〕

別表静岡県の部沼津港の項中  
〔トール〕  
〔メートル〕  
〔一に改め、同項の次に次の一項を加える。〕

## 大 阪

大阪北突堤燈台 (N $34^{\circ}38'18''$  E $135^{\circ}28'58''$ ) から 9 度 15 分 6,330 メートルの地点から 214 度 11,970 メートルの地点まで引いた線、同地点から 141 度 30 分 7,880 メートルの地点まで引いた線、同地点から 90 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、左門殿川辰己橋及び神崎川派川中島大橋各下流の大坂市の区域内の河川水面、東経 135 度 27 分 48 秒の線から下流の大和川水面、神崎川城島橋、新淀川伝法大橋、正蓮寺川北港大橋、六軒家川春日出橋、安治川新船津橋、同川端建藏橋、尻無川岩崎橋、木津川昭和橋、住吉川住之江大橋、古川古川橋及び堅川堅川橋各下流の河川水面並びに安治川口駅構内入堀、北港運河、桜島入堀、境川運河、三十間堀川、天保山運河、千歳堀、福町堀、三軒家川、木津川運河及び敷津運河の各水面

別表愛知県の部衣浦港の項中  
〔を〕  
〔に改める。〕

〔N $34^{\circ}47'56''$  E $136^{\circ}55'22''$ 〕  
〔N $34^{\circ}48'04''$  E $136^{\circ}55'17''$ 〕

## 田子の浦

沼川東海道本線鉄道橋南西端を中心とする半径 1,600 メートルの円内の海面、同地点から 260 度に引いた線下流の潤井川水面並びに沼川石水門及び江川江川水門各下流の河川水面

昭和三十七年二月二十三日 参議院会議録第十号 港域法の一部を改正する法律案

## 福 山

防路ノ鼻から179度に引いた線、鳶ヶ巣から90度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

別表岡山県の部福山港の項を次のように改める。

L、松尾鼻から1度に引いた線 L310度を削る。

別表鳥取県の部米子港の項中 L315度に改める。

L淀川分派川神崎川、淀川分派川左門殿川を神崎川派川及び左門殿川辰巳橋下流の尼崎市内の区域内の河川水面

別表兵庫県の部尼崎港の項中

L淀川西防波堤燈柱(N34°28'07"E L134°50'39")

L郡家港西防波堤燈台(N34°28'20"E L134°50'44")

に改める。

## 安 藤 津

風早三角点(297メートル)から木谷三角点(138メートル)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

別表広島県の部竹原港の項の次に次の一項を加える。

別表山口県福岡県の部閾門港の項中月を

L320度に引いた線

L320年に引いた線、彦島大人岬から L335度に引いた線

別表広島県の部広島港の項中天安川を L元安川、己斐川、府中大川、瀬野川に改める。

別表長崎県の部崎戸港の頂中島を北に改める。

〔崎戸島西端〕  
〔崎戸島北西端〕  
に改める

別表新潟水先区の項中「新潟港防波堤燈台」を「新潟港西防波堤燈台」に、「及び信濃川万代橋下流」を「並びに信濃川万代橋、通船川山ノ下橋及び栗の太川万国橋下流」に改める。  
関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のよう改正する。

2 1  
附 則  
この法律は、昭和三十七年七月一日から施行する。  
港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。  
別表中「船川」を「秋田船川」に改める。

大分 大分港北突堤燈台  
(N $33^{\circ}14'53''$  E $131^{\circ}35'23''$ )から270度30分1,700メートルの地点から24度1,250メートルの地点まで引いた線、同地点から74度に引いた線、千歳三角点(39.7メートル)(N $33^{\circ}14'11''$  E $131^{\circ}40'17''$ )から70度15分5,050メートルの地点から3度30分2,500メートルの地点まで引いた線、同地点から306度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大野川鶴崎橋、小中島川家島橋、乙津川海原橋、裏川鶴羽橋及び大分川舞鶴橋各下流の河川水面

別表大分県の部中大分港の項を次のように改め、鶴崎港の項を削る。

別表愛媛県の部今治港の項中  
〔海面〕  
海面並びに来島山尾ノ鼻からそれぞれ117  
7度及び254度に引いた線及び陸岸により  
囲まれた海面

(4.7メートル)(N $33^{\circ}57'08''$  E $117^{\circ}33'05''$ )<sup>中</sup>  
(4.3メートル)(N $33^{\circ}57'07''$  E $117^{\circ}33'05''$ )<sup>北</sup>

別表熊本県の部佐敷港の項中  
17°56' E130°28'24")を  
18°32' E130°28'18")に  
下流橋を岩橋に改め、同部本渡港の項中  
川小原橋を川舟橋に改める。

中  
[番所ノ鼻(N32°17'56'' E130°28'24'')]

〔最下流橋〕  
〔白岩橋〕

〔舟橋川小松原橋〕  
〔小松原川舟橋〕



2 前項の規定により退職年金の支給を停止されている者が退職したときは、第五十条第二項の規定により合算した組合員期間を基礎として退職年金の年額を改定する。この場合において、その額が改定前の年額を改定後の年額とする。

第五十条第一項中「前条第一項ただし書」を「第五十条第一項ただし書」に改める。

第五十三条の次に次の二条を加える。

第五十二条の二 第五十五条第一項及び第二項前段の規定は、減額退職年金について準用する。

2 前項において準用する第五十条の二第二項前段の規定による改定後の減額退職年金の年額は、その前に減額退職年金を受けていた者から、前に受けた額を控除した額とする。

3 第一項において準用する第五十条の二第二項前段の規定により受けるべきこととなる改定後の退職年金の年額から、前に受けた減額退職年金の年額とその算定の基礎となつた退職年金の額との差額を控除した額とする。

第五十三条の二 第五十五条第一項及び第二項前段の規定は、減額退職年金について準用する。

2 前項において準用する第五十条の二第二項中「(第五十一条第一項ただし書)を削り、同条に次の一項を加える。

第五十五条第五項中、「当該廃疾年金に係る組合員期間と同一の組合員期間については」を削り、同条に次の一項を加える。

6 廃疾年金を受ける権利を有する者が再びもとの組合の組合員となつたときは、組合員である間、廃疾年金の支給を停止する。

7 前項の規定により廃疾年金の支給を停止している者について、新たに第一項の規定を適用すべき事由が生じた場合は、その時における廃疾の程度に応じて廃疾年金の年額を改定する。この場合において、その額が改定前の年額(次条第一項の規定による年額の改定があつた場合は、その改定後の年額)に満たないときは、その改定前の年額を改定後の年額とする。

第五十六条第三項中「俸給の十二月分」を「廢疾一時金の額に相当する額」に改める。

第五十八条第二項第一号中「退職とみなしして第五十条第二項の規定により算定した退職年金」を「退職となしの場合に受けるべきこととなる退職年金(減額退職年金を受ける権利を有する者については、第五十三条第一項の規定による希望を申し出場合については、改定後の減額退職年金の年額は、前項の規定にかかるらず、同項の規定により算定された額と改定前の年額との差額から、その差額の百分の四に相当する金額に五十五歳と再び退職した

月の末日におけるその者の年令との差年数を乗じた額を控除して得た額とする。

第五十五条第五項中、「当該廃疾年金に係る組合員期間と同一の組合員期間については」を削り、同条に次の一項を加える。

第六十一条の二第二項中「(第五十一条第一項ただし書)を削り、同条に次の一項を加える。

4 退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたものに支給する返還一時金の受ける者を含む。以下次条第一項及び第六十一条の四において同じ。」を削り、同条に次の一項を加える。

4 退職一時金の支給を受けるべき者は、前後の退職のそれぞれについて前項の規定により算定した額の合算額とする。

第六十一条の四第二項中「前条第二項」を「前条第三項及び第四項」に、「同項」を「前条第三項中」に改め、「六十歳に達した日」の下に「又は前項に規定する事由が生じた日」を加える。

附則第五条第一項第一号ただし書中「第一項又は第三項」を「第二項から第四項まで」に改め、同号に次のように加える。

八 法律第一百五十五号附則第二十四条の三、第四十一条第一項又は第四十二条第一項第三号の規定により恩給公務員としての在職年の計算上加えられた者」の下に「及び第二項の規定により返還一時金を受けるべき者」を加え、同項を同条第五項とし、同条

5 通算退職年金を受ける権利を有する組合員であつた者が再びもとの組合の組合員となつたときは、組合員である間、当該通算退職年金の支給を停止する。

第六十一条の三第三項中「申出をした者」の下に「及び第二項の規定により返還一時金を受けるべき者」を加え、同項を同条第五項とし、第一項の規定により算定した退職年金(減額退職年金を受ける権利を有する者については、第五十三条第一項の規定による希望を申し出場合については、改定後の減額退職年金の年額は、前項の規定にかかるらず、同項の規定により算定された額と改定前の年額との差額から、その差額の百分の四に相当する金額に五十五歳と再び退職した

た金額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき半額を、改定前の年額に加算した額とする。

第五十五条第五項中、「当該廃疾年金に係る組合員期間と同一の組合員期間については」を削り、同条に次の一項を加える。

第六十一条の二第三項の次に次の二項を加える。

附則第六条第一項第二号中「旧法第九十五条に規定する撲除期間(以下「撲除期間」という。)」を撲除期間(旧法第九十五条に規定する撲除期間及び旧法)又は旧法の施行前の政府職員の共済組合に関する法令の規定による退職一時金の基礎となつた期間をいふ。以下同じ。」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

附則第八条第五項中「附則第五条第一項第三号の期間の下に「(旧法又は旧法の施行前の政府職員の共済組合に関する法令の規定による退職一時金の基礎となつた期間を除く。)」を加え、「撲除期間を有する者」を「撲除期間(旧法第九十五条に規定する撲除期間に限る。)を有する者」に、「撲除期間に応じ」を「その期間に応じ」に改める。

附則第八条第五項中「在職年」の下に「(法律第一百五十五号附則第二十四条第四項の規定により恩給の基礎在職年に加算されることとなつてゐる年月数を除く。)」を加える。

附則第十一项第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を一号ずつ繰り上げ、同項に次の一項を加える。

附則第五条第一項第三号中「旧法の下に「又はその施行前の政府職員の共済組合に関する法令」を加え、「期間で施行日の前日まで引き続いているもの」を「期間」に改める。

附則第五条第三項第三号を次のよう改める。

三 他の国家公務員及び地方公務員(地方公務員法(昭和二十一年法律第二百六十一号)の施行における地方公務員に相当するものを含む。)並びにこれらに準ずる者であつて、運営規則で定めるもの

五 年法律第二百六十一号の施

行前ににおける地方公務員に相当するものを含む。)

五年法律第二百六十一号の施

行前ににおける地方公務員に相当するものを含む。)

五 旧国民医療法(昭和十七年法律第七十号)に規定する日本医療団に勤務していた者(臨時に使用された者及び常時勤務に服務しなかつた者を除く。)で、その業務の政府への引継ぎに伴い引き続いて職員又は職員以外の國家公務員となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち、恩給公務員期間を除いた期間。

#### 六 法律第一百五十五号附則第四十

二条第一項に規定する外国政府の職員(臨時に使用された者及び常時勤務に属しなかつた者を除く。)として昭和二十年八月八日まで引き続き在職したとある者の当該在職期間のうち、恩給公務員期間を除いた期間。

#### 附則 第十一條第二項を削り、同條第三項中「第一項第三号」を「前項第二号」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第十七条の次に次の一条を加える。

(更新組合員の再就職)

第十七条の二 附則第四条第四項、第五条、第六条、第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条及

び前条の規定は、更新組合員であつた者で再びもとの組合の組合員となつたものについて準用する。

附則第二十三条规定中「国家公務員(臨時に使用される者及び常時勤務に服しない者を除く。以下同じ。)」を「恩給公務員、長期組合員又は国家公務員共済組合法の組合員である国家公務員に改める。」

附則第二十四条第一項中「国家公務員」として「前条第一項の国家公務員(同項の国家公務員として在職した後、引き続いて恩給公務員、長期組合員若しくは国家公務員共済組合法の組合員である地方公務員又は同法の組合員であつたものとみなされる公庫等の職員となり、更に引き続いて同項の国家公務員となつた場合におけるこれらの地方公務員又は公庫等の職員を含む。以下同じ。)」と改める。

附則 第二条 新法中第十五条第二項及び第三項、附則第十七条の二その他の前後の組合員期間の合算及びこれに係る長期給付に関する規定は、この法律の施行の日前に退職した組合員であつた者であつて、再びもとの組合の組合員となりこの法律の施行の日において現に当該組合の組合員であるもの及びこの法律の施行後に再びもとの組合の組合員となるものについても、適用する。

2 この法律の施行の日において組合員である者で退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金又は新法附則第四条第四項に規定する恩給

その他の給付を受ける権利を有するものがこの法律の施行の日から九十日以内に当該年金、恩給その他給付の受給を繼續することを希望する旨を申し出たときは、その者については、前項に規定する新法の規定は、適用しない。その者が退職し、再びもとの組合の組合員となつた場合についても、同様とする。

(更新組合員等の年金に関する経過措置)

第三条 改正後の公共企業体職員等共済組合法(以下「新法」という。)

第十三条 第三十八条及び第四十条の規定は、昭和三十六年六月十五日以後に組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの者の被

扶養者である配偶者が出産した場合について適用する。

(前後期間の合算に伴う経過措置)

第四条 新法中第十五条第二項及び第三項における組合員期間の合算及びこれに係る長期給付に関する規定は、この法律の施行の日前に退職した組合員であつた者及びこの法律の施行により新たに組合員正又は恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百三十九号)の施行により新たに組合員期間その他退職年金又は廃疾年金を受ける権利の基礎となる期間(以下の項において「基礎期間」という。)に算入されることとなつた期間(以下この条において「算入期間」という。)を当該更新組合員等の基礎期間に算入するとすれば退職年金又は廃疾年金を受けることとなるものについては、昭和三十六年十月分(新法附則第五条第一項第三号の期間に係るものについては、この法律の施行の日の属する月分。以下次項において同じ。)以降、算入期間を基礎期間に算入して退職年金又は廃疾年金を支給する。

2 この法律の施行前に退職した更新組合員等であつた者は又はその家族及びこの法律の施行前に死亡した更新組合員等の遺族であつて、この法律の施行の際に退職した更新組合員等の遺族であつて、この法律の施行の際に退職年金、減額退職年金又は廃疾年金の支給を受けける権利を有するものについて、当該更新組合員等の組合員期間に算入される算入期間があるときは、昭和三十六年十月分以後、算入期間を組合員期間に算入してその年額を改定する。

3 第一項の場合については、新法の法律の施行前に死亡した更新組合員等の遺族であつて、附則第五条第一項及び第十一條の規定の改正又は恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百三十九号)の施行により新たに組合員期間その他退職年金又は廃疾年金と、同条第一項本文中「退職年金、減額退職年金又は退職一時金」とあるのは「退職一時金、廃疾一時金又は廃疾一時金」と、同条第三項中「退職一時金の支給」とあるのは「退職一時金、廃疾一時金又は廃疾一時金の支給」と、「又は減額退職年金」とあるのは「減額退職年金又は廃疾年金」と、「退職一時金基礎額、廃疾一時金又は廃疾一時金」とあるのは「退職一時金基礎額、廃疾一時金又は廃疾一時金」と読み替えるものとする。

第六条 昭和三十六年四月一日以後に退職した更新組合員等であつた者で前条第一項の規定の適用を受けるものについては、この法律の施行の日において返還一時金を支給する。ただし、すでに新法第五十四条第五項又は第六十二条の三第一項の規定による申出をした者については、この限りでない。

2 新法第六十一条の三第一項及び第二項の規定は、前項本文の規定の適用を受ける者については、適用しない。

3

新法第六十一条の三第三項及び第五項の規定は、第一項の返還一時金の支給を受けるべき者について準用する。

(軍人恩給等)

第七条 この法律の施行の際現に退職年金、減額退職年金又は遺族年金の支給を受ける権利を有する更新組合員等であつた者又はその遺族及び更新組合員等の遺族であつて、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百五十五号。以下「法律第二百五十五号」という。)附則第二十四条の五第一項の規定により新たに普通恩給である軍人恩給又はこれに係る扶助料(以下「軍人普通恩給等」という。)を受けることとなつたものに関しては、普通恩給である軍人恩給については昭和三十七年十月一日以後、これに係る扶助料については昭和三十六年十月一日以後、当該年金の基礎となつてある組合員期間から當該軍人普通恩給等の基礎となつてゐる恩給公務員期間を除算して、新法の例により当該退職又は死亡に係る給付を改定する。

2 前項の場合については、新法附則第十五条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「更新組合員であつた者」とあるの

は「更新組合員等であつた者若しくはその遺族又は更新組合員等の遺族」と、「退職年金、減額退職年金又は退職一時金」とあるのは「退職年金、減額退職年金、遺族年

金、退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金」と、「若しくは減額退職年金」とあるのは「減額退職年金若しくは遺族年金」と、「若しくは減額退職一時金」とあるのは「退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金、廃疾一時金若しくは遺族年金」と、「退職年金又は減額退職年金」とあるのは「退職年金、減額退職年金又は遺族年金」と、

「退職一時金基礎額」とあるのは「退職一時金基礎額、廃疾一時金又は遺族一時金」と読み替えるものとする。

3 組合は、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第七十一号)附則第七条第一項又は第二項の一時金の支給を受けた者又はその遺族であつて、法律第二百五十五号附則第二十四条の五第一項の規定により新法の例により当該退職又は死亡に係る給付を改定する。

付則第十五条の規定によつて生ずる組合の追加費用(新法附則第五条に規定する組合員期間に算入される期間に係る部分に限る。)及び附則第五条の規定により生ずる組合の追加費用は、公共企業体が負担する。

第九条 附則第四条の規定により生ずる組合の追加費用(新法附則第五条に規定する組合員期間に算入される期間に係る部分に限る。)及び附則第五条の規定により生ずる組合の追加費用は、公共企業体が負担する。

第十条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第四号中「附則第十二条第三項」を「附則第十二条第二項」に改める。

第八条 法律第二百五十五号附則第二十四条の五第一項の規定の適用を

は「河野謙三君登壇、拍手」

十四条の五第一項の規定による組合の運営並びに結果を報告申上げます。

○河野謙三君登壇、拍手

の附帯決議案を付して原案に賛成する旨の発言がありました。附帯決議案を朗読いたします。

附帯決議(案)

今回、本法の改正により、日本政府令で定めるところにより、この法律の施行の日から九十日以内に当該軍人普通恩給等を受けることを希望しない旨を裁判所に申し出たものは、同項の規定にかかるとらず、当該軍人普通恩給等を受けた者は、同項の規定にかかる権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。

並びに公共企業体当局は南満州鉄道会社等に勤務していた職員についても、通算措置が未解決である。政府

は、通算措置を検討してその実現に努められたい。

右決議する。

次いで採決の結果、本法律案は全会一致をもつて可決すべきものと決定し、また、附帯決議案についても全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、右の附帯決議に対し、斎藤運輸大臣より、関係各省庁と協議して、その趣旨に沿うよう努力する旨の発言がありました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(松野國平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野國平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

ころ、山本委員より、日本社会党を代

○議長(松野鶴平君) 日程第四、離島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長小林武治君。

離島振興法の一部を改正する法律案審査報告書

離島振興法の一部を改正する法律

案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十七年二月二十二日

地方行政 小林 武治  
委員長 松野鶴平殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、離島振興法の有効期限を昭和四十八年三月三十一日まで十年延長しようとするもので、同法に基づく事業計画の実施の状況等からみて、妥当な措置と認められる。

二、費用

本法施行に要する経費は、平年度約六十億円の見込みである。

離島振興法の一部を改正する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。

衆議院議長 清瀬 一郎  
参議院議長松野鶴平殿

離島振興法の一部を改正する法律案

離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和四十八年三月三十日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約六十億円の見込みである。

〔小林武治君登壇、拍手〕

本法律案は、衆議院の提出にかかるものであります。その要旨は、離島振興法に基づく事業計画の実施にかんがみ、同法の有効期間を昭和四十八年三月末日まで、十年延長するといふのであります。

○小林武治君 たゞいま議題となりました離島振興法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法律案は、衆議院の提出にかかるものであります。その要旨は、離島振興法に基づく事業計画の実施の状況にかんがみ、同法の有効期間を昭和四十八年三月末日まで、十年延長するといふのであります。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。  
本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもつて可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。  
本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十五分散会

出席者は左の通り。

地方行政委員会におきましては、衆議院議員綱島正興君から提案理由の説明を聞いた後、提出者並びに政府との間に、離島振興法に基づく事業の実績

議員 議長 松野 鶴平君  
副議長 平井 太郎君  
温水 昌作君  
三郎君  
谷口 次男君  
慶吉君

牛田 實君	田中 清一君	山本 利壽君	村上 春藏君
櫻井 志郎君	加賀山之雄君	鹿島 俊雄君	植垣弥一郎君
柏原 ヤス君	大泉 實三君	安部 清美君	松野 孝一君
佐藤 芳男君	原島 宏治君	井川 伊平君	塙見 隆二君
小平 芳平君	三木與吉郎君	上林 忠次君	梶原 茂嘉君
苦米地英俊君	田中 啓一君	平島 敏夫君	高橋 衛君
佐藤 尚武君	辻 武壽君	松平 勇雄君	前田 久吉君
市川 房枝君	村松 久義君	大谷 譲雄君	河野 謙三君
堀 末治君	千田 正君	井上 清一君	平島 敏夫君
笹森 順造君	黒川 武雄君	高橋進太郎君	牛田 實君
山本 杉君	山谷 貞治君	西郷吉之助君	山本 利壽君
米田 正文君	鳥居徳次郎君	太暮武太夫君	櫻井 志郎君
岸田 幸雄君	金丸 富夫君	堀木 鍾三君	柏原 ヤス君
仲原 善一君	川上 炳治君	木村篤太郎君	佐藤 芳男君
増原 恵吉君	佐野 広君	重宗 雄三君	大泉 實三君
勝俣 稔君	鍋島 直紹君	坂本 昭君	原島 宏治君
岩沢 忠恭君	上原 正吉君	天坊 裕彦君	井川 伊平君
野本 品吉君	小柳 牧衛君	阿部 竹松君	上林 忠次君
田中 茂徳君	谷口弘三郎君	森 元治郎君	高橋 衛君
杉浦 武雄君	新谷寅三郎君	大和 与一君	鈴木 壽君
斎藤 喜一君	藤田 進君	大和 亨弘君	重政 庸徳君
木内 四郎君	紅露 みづ君	松永 忠二君	龟田 得治君
大野木秀次郎君	石原幹市郎君	占部 秀男君	大倉 精一君
中野 文門君	寺尾 豊君	鈴木 壽君	米田 黙君
堀本 宜葉君	大川 光三君	小笠原 三三男君	中田 吉雄君
井野 碩設君	米田 黙君	荒木正三郎君	湯澤三千男君
	加藤シヅエ君		

清澤 桂英君	吉田 法晴君	法務政務次官 尾閔 義一君
阿貝根 登君	永岡 光治君	大蔵政務次官 堀本 実宜君
岩間 正男君	須藤 五郎君	文部政務次官 長谷川 峻君
大矢 正君	北村 暢君	運輸政務次官 有馬 英治君
基 政七君	安田 敏雄君	運輸省海運局長 辻 章男君
藤田 藤太郎君	田畑 重明君	郵政大臣官房長 金沢 平蔵君
山上 松衛君	田畑 金光君	郵政政務次官 大高 康君
伊藤 蹤道君	木下 友敬君	郵政大臣官房長 金沢 平蔵君
秋山 長造君	久保 等君	名古屋に大東魚類株式会社、京都に
片岡 文重君	向井 長年君	大阪魚類株式会社、大阪に大阪魚市
戸叶 武君	山口 重彦君	場株式会社、神戸に神港魚類株式会
椿 繁夫君	矢嶋 三義君	社、福岡に福岡中央魚市場株式会
成瀬 喬治君	天田 勝正君	社、鹿児島に大洋水産株式会社、仙
松浦 清一君	岡 三郎君	台に仙都魚類株式会社、札幌に高橋
内村 清次君	千葉 節男君	水産株式会社等全国十九都市中央卸
赤松 常子君	羽生 三七君	売市場中、実に九都市に直営あるい
國務大臣	棚橋 小虎君	はその系列卸売人を持ち、なおかつ
内閣総理大臣	池田 勇人君	全国地方卸売市場卸売人多数をその
外務大臣	小坂善太郎君	傘下におさめている。かくのことき
農林大臣	河野 一郎君	状況下において果して不偏不党の公
通商産業大臣	佐藤 栄作君	正なセリ売が期待できるかどうか、
運輸大臣	斎藤 昇君	中央卸売市場が営利追及の具に供せ
政府委員	藤山愛一郎君	られていると断ぜざるを得ない。
法制局第一部長	山内 一夫君	従つて一般生産者は不利な条件下の
総理府総務長官	小平 久雄君	取引を余儀なくされて、公正なる
山本 利壽君		べきセリ原則ははなはだしく歪曲さ

然発生的な在来の生鮮食料品卸売市場を整備統合し、その施設の近代化と機構を合理化して流通の円滑を期し、公正明朗な取引方法による適正価格の形成を第一義とし、その投機的人為操作を排除し、市場の健全經營を推進し、もつて生産、消費両層の福利増進を期するにあるは論をまたないところであるが、現実の市場の実態は左に記述することく遺憾ながら、この立法趣旨にはなはだしく相反する様相を露呈している。  
すなわち小数巨大水産会社は、市場の卸売人の直営あるいはこれを系

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。  
昭和三十七年二月十二日  
中央卸売市場法改正に関する質問主意書

中央卸売市場法改正に関する質問主意書

北村 暢

列化して、自社品の優先有利な販売態勢を強く推進して市場の独占支配の傾向はますます顕著である。その例をことあげれば、大洋漁業株式会社は東京に大都魚類株式会社、名古屋に大東魚類株式会社、京都に大阪魚類株式会社、大阪に大阪魚市場株式会社、神戸に神港魚類株式会社、福岡に福岡中央魚市場株式会社、鹿児島に大洋水産株式会社、仙台に仙都魚類株式会社、札幌に高橋水産株式会社等全国十九都市中央卸売市場中、実に九都市に直営あるいはその系列卸売人を持ち、なおかつ全国地方卸売市場卸売人多数をその傘下におさめている。かくのことき状況下において果して不偏不党の公正なセリ売が期待できるかどうか、中央卸売市場が営利追及の具に供せられていてと断ぜざるを得ない。

從つて一般生産者は不利な条件下の取引を余儀なくされて、公正なるべきセリ原則ははなはだしく歪曲され、市場の生命ともいべき公正価格の形成機能は麻痺しつつある。沿岸漁民の窮乏が漁場の遠洋化、漁業の機械化に伴うその巨大資本性あるいはまた干拓、埋立、工場汚水等による魚資源の枯渇に加えて、かくのとく流通段階における巨大資本の影響で、漁業の機械化に伴うその巨大資本性の影響を及ぼすのであるが、現実の市場の運営を阻害するようなりせつかくの市場施設の利用度がこれに伴わない市場の現実にからんで、政府はこの際、加工品、定価品については、仲買人にも門戸を開放して、その直扱いの方途を講じることが、現時点においてまた、将来に対しても適切な措置であると思うがどうか。(勿論卸売人の取扱は現行のまま)

四、政府は、かの市場調査会の答申の主意を尊重して卸売人に対する信を表明されたい。  
昭和三十七年二月二十日  
内閣総理大臣 池田 勇人  
参議院議長松野鶴平殿  
参議院議員北村暢君提出中央卸売市場法改正に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

政府は過去數度にわたり中央卸売市場法の改正をしたが、いづれも枝葉末節の面についてのみで、市場法の根本精神に照応して本来の公益性を具現せしめるよりな有効適切な基本対策が忘却されていることは遺憾至極である。  
政府は次の各項について明確な所信を表明されたい。  
昭和三十七年二月二十日  
内閣総理大臣 池田 勇人  
参議院議長松野鶴平殿  
参議院議員北村暢君提出中央卸売市場法改正に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

一、政府は中央卸売市場の公共性にかんがみて、巨大水産会社の中央卸売市場(地方市場についても同じ)の独占私有化の傾向について対策を講じる意志ありや。  
二、現行卸売人の株式会社制度に對しその資本構成を規制してこれを特殊法人化し、單にその株式取得のみによる卸売人の経営主体の移動防止方について検討すべきではないか。

三、水産加工品の急速な増大にもかかわらず、現行市場制度が障害となりせつかくの市場施設の利用度がこれに伴わない市場の現実にからんで、政府はこの際、加工品、定価品については、仲買人にも門戸を開放して、その直扱いの方途を講じることが、現時点においてまた、将来に対しても適切な措置であると思うがどうか。(勿論卸売人の取扱は現行のまま)

四、政府は、かの市場調査会の答申の主意を尊重して卸売人に対する

課税特別措置を講じてその健全経営を助長し資本蓄積を促進して、市場信用の高度化をはかり、もつて生産者の負託に對して遺憾ならしめるよう配慮すべきではないか。

四、卸売人の健全經營と資本蓄積を促進することは極めて重要であ

り、そのために各種の措置が中央

卸売市場法に規定されている。

また、課税上の特別措置として

は、本年度から卸売人の合併の場

合における法人税の特例（租税特

別措置法）を設けて卸売人の基礎

の強化を図つているところであ

る。なお、これ以外にさらに税法

上の特別措置を講ずる必要がある

かどうかについては、他の諸施策

との関連をも考慮しつつ引き続き検

討することとした。

昭和三十七年一月二十三日 參議院會議錄第十号

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

定価一部十五円  
(内民賃紙費二円共)  
郵送料一円  
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五  
大藏省印刷局  
電話九段西五  
逓美官報課